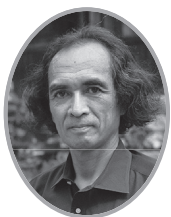


時評



熊本大学
岡田行雄

国による分断を克服するには

九州大学法学部刑法ゼミで内田博文先生から様々な教えられるようになって、もうすぐ35年になる。

この間の内田先生の教えで痛感するのは、被害者が国によって分断されてきたこと。

とりわけ、熊本大学に赴任以来、水俣病被害者がまさにバラバラに分断されてきた歴史を目の当たりにすると、この感が強くなる。2020年6月6日に熊本大学法学部で開催されたシンポジウムに登壇された水俣病被害当事者の方は、同じ家族で同じ水俣病被害を受けているのに、「救済」がバラバラになっている実態を明らかにされた（『被害者分断の克服に向けて』熊本法学150号、2020年、78～79頁）。

犯罪被害者と冤罪被害者も、実は捜査段階で被害を受けているのに対立させられる。これも被害者分断の一つと言えよう。犯罪被害者は、被疑者段階から、「加害者」とされた冤罪被害者を憎む。ところが、冤罪被害が明らかになった瞬間から、警察によって放置される実態も、2021年6月19日に熊本大学法学部で開催されたシンポジウムに登壇された冤罪被害者の方によって明らかにされた（『冤罪被害者と

犯罪被害者を結ぶ』熊本法学153号、2021年、49～51頁）。

外国人技能実習生は、日本で労働者としての権利が保障されないまま酷使される被害者である。ところが、同じ雇用主から同じように被害を受けている外国人技能実習生同士が「実習先」を変更できない仕組みを背景に、相争う事実も、2022年6月4日に熊本大学法学部で開催されたシンポジウムに登壇された労働法研究者によって明らかにされた（『日本における外国人の労働～技能実習制度に見る『分断』～』熊本法学156号、2022年、60～61頁）。

いずれも国家の利益のために、被害者が分断されている構造が看取される。しかも、こうした分断は、被害者だけに止まるものではない。少年法の研究者として目の当たりにしたのは、少年事件に取り組む弁護士達の間に入れられた分断である。少年法第一次「改正」を前にした、少年審判への検察官関与をめぐる、少年事件に取り組んできた弁護士達が鋭く対立した。検察官関与に徹底反対した弁護士達は少数派となったが、当時、検察官関与に賛成した弁護士達との間に生じた分断は未だに尾をひいているように思えてならない。犯罪被害者を支援する弁護士と、刑事弁護に携わる弁護士との間の分断も深まるばかりのように思われる。

かつて、日弁連は、政府が目論む、様々な刑事法の改悪に一致して対抗してきたはずであるが、今や、日弁連委員が一致することさえ困難となっているのは否定できない。司法改革がも

たらした弁護士分断も、もはや隠しようがないところにまでたどり着いた感もある。

大学の研究者にも様々な分断が入れられている。かつて、大学の研究者が一致して、おかしな政府の施策に物申していた時代を子どもや学生として眺めていた者としては隔世の感がある。

そこで、ある仮説が生まれる。これらの分断は、権力者が思い描く構図を阻んできた団結に手を焼いた側が周到に用意したものではないのか？

仮にこの仮説が当たっているならば、こうした分断の「絵」を看破し、これに対抗することが、権力者に対抗する者の務めではないのか？ しかし、弁護士も研究者も、多忙に追い込まれ、対抗する戦略を描く暇もないことを、予算が着実に減らされる地方国立大学に勤める者として痛感している。

こうした分断を克服する方法はどこにあるのか？ 2020年の熊本大学でのシンポジウムの折に、ハンセン病被害当事者やハンセン病問題を闘ってこられた弁護士が述べられたことが印象深い。国は、あの手この手で、らい予防法違憲国賠訴訟やハンセン病家族訴訟の原告等の被害者を分断にかかった。しかし、国の矛盾を突き、一人の被害者をも見捨てることをしない姿勢を貫いたことで、分断されたはずの被害者が一人また一人と集まるようになったという。私たちが学ぶべきはこうした姿勢ではなからうか。

（おかだ ゆきお）